

定住促進住まいづくり助成金 ～住宅リフォーム費用を助成します～

子育て世代、三世帯同居、三世帯近居、新婚世帯等の定住促進を図るため、住宅改修費用の一部を助成します。また、空き家の利活用を図るため、いずも空き家バンクに登録された住宅を購入し、居住する世帯の住宅改修費用の一部についても助成します。※工事の着工前に申請が必要です。

助成対象者

出雲市在住者または申請年度内の転入者で、次のいずれかに該当する者。

- **子育て世代世帯** 18歳以下の子2人以上と同居する世帯
- **三世帯同居世帯** 三世帯以上が同一敷地内に居住する世帯
- **三世帯近居世帯** 三世帯以上が旧市町地域内に居住する世帯
- **新規二世帯同居世帯** 親と子、孫等が新たに同居しようとする世帯
- **新婚世帯** 結婚5年未満の夫婦が同居する世帯
- **空き家バンク登録住宅購入世帯** いずも空き家バンクに登録された住宅を購入し、居住する世帯。ただし、申請日の1年前までに購入した住宅に限ります。

助成内容

工事費の**10%** **上限10万円**
 (工事費50万円以上)
 募集は予算額に達した時点で、終了となります。

助成対象工事

①～⑤のすべてに該当する工事

- ①市内にある自己または親族(3親等以内)の所有で、居住する家の工事
- ②市内業者(市内に本店を有する業者。個人事業者含む)に発注する工事
- ③工事費50万円以上の工事
- ④助成金交付決定後に着手する工事
- ⑤2022年3月11日までに完了する工事

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類をそろえて、縁結び定住課に提出してください。申請書は、市ホームページからダウンロードできます。添付書類など詳しくは、縁結び定住課へおたずねください。

移住促進住まいづくり助成金 ～Uターン・Iターンを支援します～

新婚世帯・子育て世帯の移住、重点支援地域(過疎・辺地等)への移住を進めるため、市外在住者が出雲市へ定住する目的で新築住宅を建築・購入またはリフォームをする場合に、費用の一部を助成します。※工事の着工前、住宅の購入契約前に申請が必要です。

助成対象者

①と②の両方に該当する者

- ① 20歳以上で、市外に5年以上引き続き居住している者または市外に5年以上引き続き居住した後、出雲市へ転入して3年以内の者
- ② 次のいずれかに該当する者

- **子育て世帯** 18歳以下の子と同居している世帯
- **新婚世帯** 結婚5年未満の夫婦が同居する世帯
- **重点支援地域居住世帯** 市が指定する重点支援地域に居住する世帯

助成対象事業

- ① 市内で建築または購入(200万円以上)した新築住宅の固定資産税・都市計画税相当額(宅地を含む)を5年間助成
- ② 出雲市内で自己または親族(3親等以内)所有の住宅リフォーム工事(50万円以上)で、2022年3月11日までに完了する場合、費用の一部を助成

助成内容

		新築住宅の購入・建築(200万円以上)		リフォーム(50万円以上)	
		固定資産税・都市計画税(宅地を含む)5年間助成		工事費の一部を助成	
新婚世帯 子育て世帯	重点支援地域以外	上限10万円/年	5年間で最大50万円	工事費の20%(上限 50万円)	
	重点支援地域	上限15万円/年	5年間で最大75万円	工事費の50%(上限100万円)	
	最重点支援地域	上限15万円/年	5年間で最大75万円	工事費の50%(上限120万円)	
重点支援地域居住世帯		上限10万円/年	5年間で最大50万円	工事費の20%(上限 50万円)	

※詳しくは、縁結び定住課へおたずねください。

おたずね/縁結び定住課 メールアドレス teijyu@city.izumo.shimane.jp ☎21-6629 FAX 21-6599

4月
から

スマートフォン決済で市税等の納付が できるようになりました

金融機関やコンビニエンスストアに出向かなくても、いつでも、どこでも納付できます。



(1) 対象となる市税等

- 個人市県民税（普通徴収分）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険料（普通徴収分）
- 介護保険料（普通徴収分）
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）
- 認可保育所の保育料
- 市立幼稚園の保育料
- 市立幼稚園の預かり保育料
- 公立保育所の給食費

(2) 利用可能なスマートフォン決済アプリ

- Pay Pay
- LINE Pay

※スマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、市税等を納付できます。利用方法の詳細は各アプリ公式ホームページをご確認ください。

利用にあたっての注意事項等、詳しくは『令和3年度第1回出雲市税だより』または出雲市ホームページをご覧ください。

おたずね／市民税課 ☎21-6703

令和3年(2021)出雲市成人式の開催について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により延期していました「令和3年出雲市成人式」について、会場及び開催形式を変更し、下記のとおり開催します。

開催日 **12月26日(日)**

受付 9:30～10:50

式典 11:00～11:30

開催会場 出雲健康公園 出雲ドーム

※新型コロナウイルス感染症対策として、十分な間隔が確保できる会場として選定

開催方法 上記会場で一斉開催します。

参加対象者 平成12年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた人

通知(案内状) 新成人への案内状は9月中旬に郵送します。

※出雲市から転出した方でも成人式にご出席いただけます。

出雲市ホームページに案内状一式を掲載しますのでご確認ください。

その他 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催方法等を変更する場合があります。

おたずね／市民活動支援課 ☎21-6297